

## マ レ 一 シ フ

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)		管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート		外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合
III 作成すべき文書等	<p>1 嘱託書 (大使又は総領事あて 一大使、総領事の管轄区域についてはVI) 1通 写し 1部</p> <p>2 送達報告書用紙 1通</p> <p>3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、マレー語又は受送達者が解する言語の訳文添付) 1通</p>		<p>1 嘱託書 (管轄裁判所あてマレー語の訳文添付) 1通 写し 2部</p> <p>2 送達すべき文書 (マレー語の訳文添付) 1通 写し 1部</p>
IV 費 用	不 要		必 要
V 期 間※	3箇月		10箇月
VI 大使、総領事の管轄区域	在マレーシア日本国大使	マレーシア(在ペナン日本国総領事の管轄地域を除く。)	
	在ペナン日本国総領事	ペナン州、ケダ州、ペルリス州、ペラ州、クランタン州、トレングヌ州	

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間(ただし、Cルートについては、平成28年度に嘱託した例(1件)の所要期間)を記載しましたが、同一国に対し、同一路由で嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。